

アイエム ニュース!!

秋季号

第6号

2007.10.10
発行

お知らせ

医業経営セミナー開催について

第2回 「経理の応用編」

資金繰りの管理、試算表の見方と活用方法、経理の視点からのクリニック経営のチェック方法など、経理の応用について解説いたします。

日時 10月24日(水) 14:00~16:30

会場 七尾サンライフプラザ
(七尾市本府中町ヲ38番地 TEL:0767-53-1160)
定員 10名(定員になり次第締切らせていただきます)
参加費 2,000円(1回あたり)
講師 今村 修氏
(有)北陸マネジメントサービス 代表取締役、
今村会計事務所所長

第1回 「事業承継と相続対策」

親族への承継や第三者への譲渡など診療所の事業承継について、その概要や重要ポイント、相続・譲渡時の節税対策をお話しします。

第1回
日時 10月18日(木) 14:00~16:30
第2回
11月29日(木) 14:00~16:30

第2回 「クリニックの経営改善」

収入の分析方法や患者さんの集まるクリニックの特徴、材料費・人件費・経費等の削減策など、クリニックの経営改善についてお話しします。

会場 こまつ芸術劇場うらら 第1会議室
(小松市土居原町710番地 TEL:0761-20-5500)
定員 10名(定員になり次第締切らせていただきます)
参加費 2,000円(1回あたり)
講師 後出 博敏氏
税理士法人ノチデ会計 代表社員、
(株)金沢総合経営センター 代表取締役

「経営者のための 労務管理セミナー」

日時 11月23日(金・祝) 10:00~12:00

会場 石川県地場産業振興センター 第6研修室
参加費 2,000円
講師 畠 善寛氏
畠総合マネジメントオフィス 所長 社会保険労務士

目次

医業経営セミナー開催について	P1
医療法人制度改革について⑤	P2
役員給与の取り扱いの整備(2)	P3
医療法改正後の経営・運営上のポイント	P4
『保険管理表』作成サービスのご案内	P5,6
労働基準法の適用とその解釈	P7
失敗しない生命保険の選び方とは?	P8
次のような被害事故で、相手方が	P9
損害賠償請求に応じない場合、どうしますか?	

医療法人

医療法人制度改革について⑤

<医療法人の附帯業務>

従来より、本来の業務(診療所の運営)に支障を来さないこと及び定款に規定することを要件として、医療関係者の養成・再教育、訪問介護の実施など一定の附帯業務ができましたが、今回の医療法改正で新たに追加されたものがあります。

具体的には、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置を追加するとともに、社会福祉法第2条第2項に掲げる第1種社会福祉事業及び、同法第2条第3項に掲げる第2種社会福祉事業のうちから、厚生労働大臣が定めるものとし、医療と福祉の切れ目のないケアを強力に推進するようになりました。

	第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
社会医療法人	○ケアハウスの設置・運営 ○知的障害児施設など児童の入所施設の設置・運営など ○身体障害者療護施設など障害者の入所施設の設置・運営 ※社会福祉法人に限定されている特別養護老人ホーム等は対象外	○保育所など通所施設の設置・運営など ○デイサービスセンターなど通所施設の設置運営など
医療法人	○ケアハウスの設置・運営	

また、高齢者の居住の安定を図り、その福祉の増進に寄与するとともに、療養病床の再編成にあたり、医療法人経営の選択肢の拡大を図る観点から、「高齢者専用賃貸住宅」の設置も新たに附帯業務となりました。(平成19年5月30日付 厚生労働省医政局長通知)

<療養病床の再編成>

医療制度改革において、現在、療養病床の再編が進められています。既存の医療型25万床、介護型13万床を、医療型のみ15万床とし、介護療養型医療施設は廃止(平成24年3月)となります。つまり、それ以外の施設を老人保健施設や有料老人ホーム等に再編成するものです。医療法人の附帯業務の拡大は、この療養病床再編を後押しするものといえます。

次号に続く

[文章:税理士法人ノチデ会計 代表社員 後出 博敏(税理士・医業経営コンサルタント)]

役員給与の 取り扱いの整備(2)

～ 役員給与の額を改定した場合の取り扱い ～

定期同額給与を会計期間開始の日以後3月以内に改定していない場合には、原則として、その事業年度における定期給与の支給額の全額が、定期同額給与に該当しないこととなります。

しかし、次のような場合には一部のみが損金不算入とされます。

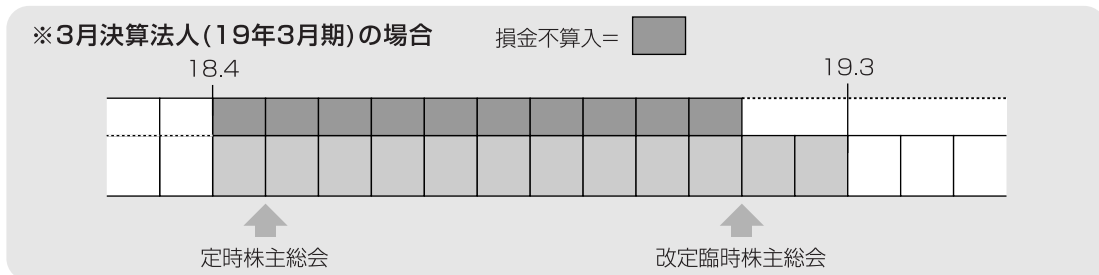
1 増額 【臨時総会による期中の増額改定】



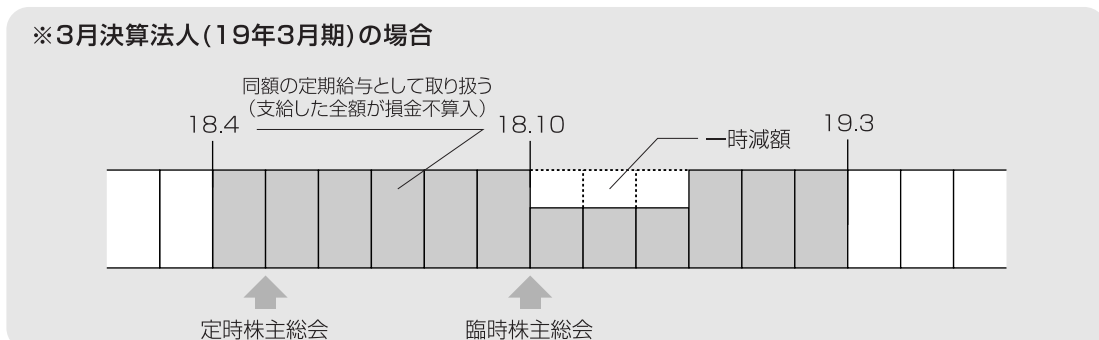
2 減額

事業年度の中で定期給与の額を減額した場合で、法令の要件に該当しないときでも、例えば経営状況が悪化したものの「著しい悪化」までは至らないケースについても、原則として、その事業年度における定期給与の支給額の全額が、定期同額給与に該当しないこととなります。

【臨時総会による期中の減額改定】



【不祥事等による一定期間の減額】



【文章:今村会計事務所 所長 今村 修(税理士)】

金融

今月の
話題

医療法改正後の 経営・運営上のポイント

解散時残余財産の帰属先が国、地方公共団体などへ制限

医療法では経過措置型医療法人(H19.3.31以前設立法人)以外の新設医療法人について、非営利性の徹底を図る目的で解散時の残余財産の帰属先を国等に制限しました。

ポイント

経過措置型医療法人の残余財産

経過措置型医療法人の財産権は守られます。しかし守るためには具体的に旧モデル定款第9条(退社時の持分払戻請求権)と第34条(解散時の残余財産分配請求権)の条文を定款に残さなければなりません。

旧モデル定款(当分の間、定款変更の必要がない事項)

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第34条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

定款変更作業にはご注意下さい。顧問税理士等の専門家に相談されることをお勧め致します。

社員総会・役員等に関する法令の整備

これまで、社員総会に関する規定は厚生労働省が示している「医療法人運営管理指導要綱」により要求されていましたが、今回は次の通り医療法による法規定が整備されました。

1. 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも年1回、定時社員総会を開かなければならない。
2. 理事長は必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
3. 議長は社員総会において選任する。
4. 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の5分の1の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

}

等々

- 役員(理事、監事)の任期 2年と医療法に明記(再任可能)・・・従前は運用上指導(モデル定款)
- 監事の職務の明確化 業務監査、監査報告書作成など・・・従前は民法を準用
- 社員総会の招集権者、招集方法などの明確化・・・従前は民法を準用
- 社員の議決権 1人1票に限定・・・従前は運用上指導(モデル定款)

[文章: 島経営グループ (株)メディカコンサルティング 代表取締役 松浦 実利]
島税理士事務所

『保険管理表』作成サービスのご案内

ご自分の加入している保険の内容 ご存知ですか？



多くの先生方は、何種類もの保険に加入されています。
『いざ』というときに、「どの保険を、どのように請求すればよいか」
わかりますか？？様々な特約・商品構成等を把握できていますか？？
保険金は、自ら請求しない限り支払われません！
ご自身で把握できていなければ、せっかく長い間加入してきたのに、
請求しないままになるかもしれません。

そこで！ 『保険管理表』を作成しましょう。
(当社でご加入以外の契約もまとめて管理できます！)

無料

保険管理表を作成すれば…

- * 法人契約・個人契約・ご家族の保険まで、一目瞭然！
- * どこの保険会社に請求すればよいか、一目瞭然！
- * 保障額、毎月の保険料が、一目瞭然！
- * 保険の重複加入も防げます！ ※裏面管理表見本をご参照ください

是非、この機会に『保険管理表作成サービス』をご利用ください。お申込は下記
申込書にご記入のうえ、FAXにてご送付下さい。追ってご連絡させていただきます。
お手持ちの保険証券をご用意下さい。

保険管理表の作成に関わる個人情報については、当社が情報管理を行い、保険管理表作成サービス以外の目的には利用しません。なお、管理表作成のために必要なノウハウは、医業経営セミナーでもご協力(提携)いただいている保険専門コンサルタントの(株)リスクマネジメント・ラボラトリー社から提供いたします。当社並びに(株)リスクマネジメント・ラボラトリー社は、情報の取扱いには細心の注意を払わせていただきます。

「保険管理表」作成申込書

住 所			
医療機関名	氏 名		
ご担当者	連絡先TEL	—	—

自宅
 病医院

FAX : 076-239-3821

【お問合せ先】

(有)アイエム商会

(石川県医師会関連団体) 担当:山下・森吉
〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地
石川県医師会・日赤共同ビル2F
TEL : 076-239-3820

～雇用トラブルの実情と最新労務管理～

Vol.1

『労働基準法の適用とその解釈』

最近、何かと話題の“雇用トラブル”。よく「ウチは職員から特に何も言われていないから大丈夫」とお聞きしますが、それは単に表に出ていないだけなのかも。「雇用トラブル」の多くは法令に対する誤解や説明不足によるものですが、訴訟に及ぶような深刻な問題については、問題が顕在化したときの対応のマズさによるものが少なくありません。むしろ合法的な運用をしても、説明の仕方や表現・言い回しの不適切さから要らぬ不信感を生じさせ、トラブルを引き起こすといった事例を多く見受けられます。

医療サービスも職員(ヒト)の手によるものであり、より良い患者様サービスの提供には「職員満足(ES)」が必要不可欠であることは言うまでもありません。

本号よりシリーズとして、この『雇用トラブル』の現況である労務管理について取り上げていくことといたします。(予定)

職員雇用の実態

使用者(病医院) ⇄ 職員(労働者)

・「労働基準法」にもとづく“雇用契約”が存在します。

そもそも労働基準法の規定には、“最低”の労働条件が規定されており、これを下回る待遇・条件については「無効」とされます。

法第15条には、「労働条件明示の義務」が規定されており、病医院と職員の間にはこれによる“雇用契約”が存在するわけです。

※「契約職員」とは…最近できた新しい用語ではなく、現在の労働者すべてがその対象。強いて区分するなら、有期雇用もしくは処遇上例外的取扱をする労働者を指すもの、と解釈するのが正しいでしょう。

労働者の定義 → 第9条規定

使用者の指示にもとづき労務を提供し、その対価として賃金を受け取るすべての者。

※「パート」、「アルバイト」、「嘱託」など呼称はさまざまですが、いずれも法令の規定が適用されます。

賃金とは！？ → 第11条規定

給与・俸給・手当など、労働の対価として受け取るすべてのものが賃金です。

【賃金支払の5大原則】

1. 通貨払い
2. 直接払い
3. 全額払い
4. 月1回以上払い
5. 期日払い

※B K振込や給与控除など、法令による規定・制約がありますのでご注意ください。

就業規則の位置付け

法令の基準にもとづき、自院における規則や取り扱いをまとめたもの。常時10人以上を使用する事業所では、その作成と所轄労働基準監督署への届出が義務付けられています。

【制定のワンポイントアドバイス】

- 規定事項は必要最小限、その内容は最低限にとどめおくこと!!

※就業規則はもちろんですが、「雇用(労働)契約書」の整備も重要です!! 服務規律などと合わせて明文化、周知・徹底されることをお勧めします。

次号では、さらに詳しく「ケーススタディ(事例)」を交えて解説いたします。

なお、『こんなときどうしたら?』『なぜそうなる?』などといった質問やご意見、また様々なご要望などございましたら、遠慮なくお気軽にアイエム商会までお寄せ下さい。

[文章: 畠総合マネジメントオフィス 畠 健祐(社会保険労務士)]

失敗しない生命保険の 選び方とは？

生命保険を選択する上でまず始めに考えなければならないことは、加入の目的は何であるかということではないでしょうか？最も安全な保険会社と最良の保険商品を選択したとしても、目的と合致していなければいざという時に役に立たないということも考えられます。今回は私どもが会員の皆様からのご相談をお受けする典型的な例をご紹介します。

Q.

1年前に開業し、1億5,000万円の借入をしたので勧められるがままに1億5,000万円の生命保険に加入しましたが、これで本当に良いのか不安です。

A.

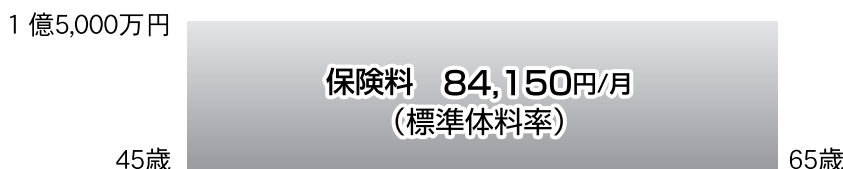
開業医の先生方はほとんどが開業当初に借入入れをされているのではないのでしょうか？

今回の加入目的は借入の引当のためですので、その目的に合った保険加入なのか検証してみましょう。

まず、目的である借入の残高を時系列で表すとおおむね下記のような図になります。



当然、返済を続けることにより、借入の残高は年を経るとともに減っていきます。ところがその目的のためと思って、院長先生が加入した生命保険は下記のものでした。



1億5,000万円の借入に対し、保険金を1億5,000万円で設定しているため、一見目的通りの設計のように思われます。ところが借入金残高は年を経るごとに減っていくにもかかわらず、保障は1億5,000万円のままといいことになってしまいます。

もちろん保障はたくさんあるに越したことはありませんが、明らかに目的と合致していない設計であることはご理解いただけると思います。

それではもし次のような保険を設計できたとしたらどうでしょう。



※月払保険料は同一保険会社の保険料率で計算しています。

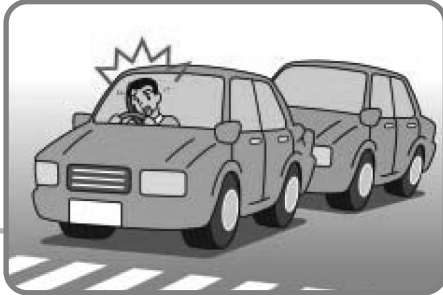
借入の残高の推移と連動して保障も逡減していくという保険です。

これであれば万が一院長先生に不慮の死が訪れたとしても、ローンの返済がご遺族にふりかかるという最悪の事態を避けることができます。月々の支払も大幅に削減することが可能になりますし、非喫煙健康体料率の適用を受けられれば更に支払を抑えられます。

〔文章: ㈱リスクマネジメント・ラボラトリー 原 勝志〕

次のような被害事故で、相手方が 損害賠償請求に応じない場合、どうしますか？

1



●赤信号で停車中に追突されてケガをした。



●子供が通学途中、信号無視をした車と接触し、ケガをした。

2

3



●ゴルフコンペからの帰り、後から追突され車のトランクに積んであった自分と友人のゴルフクラブが損傷した。



●走行してきた車が衝突し自宅が損壊した。

4

自動車保険に「弁護士費用特約」を付帯することにより、お客様に過失のない被害事故で相手方が損倍賠償請求に応じない場合でも、法律の専門家である弁護士に相手方との交渉を安心してお任せいただけます。

「弁護士費用特約」とは・・・

お客様、そのご家族またはご契約のお車に搭乗中の方などが、自動車にかかわる所定の事故に遭い、相手方に対する損害賠償請求について弁護士等に委任した場合や法律相談をした場合にかかる費用等について保険金をお支払いします。

この特約の補償の 対象となる方

- ①ご契約のお車を主に運転される方およびその配偶者(内縁を含みます。)
- ②①の同居の親族および別居の未婚の子
- ③①②以外でご契約のお車に搭乗中の方、④①②③以外でご契約のお車の所有者
- *ご契約のお車が被害にあった場合に限りです。

保険金をお支払い する場合

被保険者が次のいずれかの被害事故に遭い、賠償義務者に対する損害賠償請求について弁護士・司法書士・行政書士・裁判所または斡旋もしくは仲裁を行う所定の機関に委任または法律相談を行った場合に負担する費用に対して保険金をお支払いします。但し保険会社の同意を得て支出した費用に限りです。

- 自動車事故によるケガや持ち物等への被害等
- 偶然な事故によるお車搭乗中のケガや持ち物等への被害
- 偶然な事故によるご契約のお車または被保険者が所有する他のお車への被害
- *法人契約の場合、偶然な事故によるご契約のお車への被害およびご契約のお車搭乗中の方からケガや持ち物等への被害事故のみ対象となります。

お支払いする 保険金

- 1回の被害事故につき、被保険者1名あたり、次の金額を限度に実費をお支払いします。
- 弁護士費用保険金 300万円
- 法律相談費用保険金 10万円

この特約の補償の対象となる方、保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金等については各損害保険会社ごとに異なります。上記は損保ジャパンの「弁護士費用特約」についての記載で概要について説明したものです。詳細についてはアイエム商会または損保ジャパンにご照会ください。

引受保険会社 **株式会社 損害保険ジャパン**

金沢支店金沢総合支社 〒920-8558 金沢市香林坊1-2-21 TEL: 076-262-2507

[文章: (株) 損害保険ジャパン 片桐 達也]

SJ07-05326 2007年9月4日

(有)アイエム商会医業経営コンサルティングチームが 提供している業務内容

(有)アイエム商会が認定した会計士、税理士、プランナー等の専門家が業務を提供しております。
医業経営でお悩みの場合は、お気軽にご相談ください。
相談につきましては無料で行っております。

税務・会計業務

医業機関を多数顧問している会計士、税理士が会計帳簿の作成、確定申告、節税対策などを始めとして、医業経営をサポートいたします。

医療法人申請業務

医療法人の設立は一般法人と異なり専門性が求められています。平成19年4月には医療法が改正され設立可否の判断基準にも難しさが増してきます。このような環境下では、実務経験の豊富な会計士、税理士に依頼することが大切です。

リスクコンサルタント業務

生命保険・損害保険は、環境の変化(医業収益の変化、ライフスタイルの変化)に対応できるように定期的にチェックする必要があります。医療法人で保険の機能を十分に活用するには、実績・実務経験も豊富で、保険・税務の知識が高いプランナーに依頼することが大切です。

人財マネジメント支援業務

医療機関におけるヒト(職員)の問題、“募集・採用”から“退職にいたるまで”の雇用管理や人事(給与・評価)など、「しくみづくり」と運用をご支援いたします。また、社会保険労務にかかわる諸手続きのご相談や、労使トラブルなどの事前対応などを実務的にサポートします。そのほか、効果的で評判の講師による接遇マナー教育をはじめとした研修などの企画・実施も応援いたします。

病院機能評価 認定取得支援業務

病院機能評価の認定は2006年3月現在、全国1997病院。特に難しい基準が求められているのではなく、本来行われなければならないことが確実に実践されているかどうかの検証結果に対して認定がなされます。

病院機能評価の認定取得のみならずISOの認証取得は、その取得活動を通じて病院経営の改善に役立てていただけるよう、実績豊富なコンサルタントがシステム構築をご支援いたします。

平成19年度
医業経営セミナー
のご案内

魅力あるテーマをご準備しています。
セミナーの開催日程が決まり次第
ご案内します。
是非ご参加をお待ちしております。

医業経営
コンサルティング
チーム各種サービス
(無料)のご案内

保険管理表作成
サービス

(有)アイエム商会医業経営 コンサルティングチームの活動理念

1. 中立の立場で、常に顧客利益を優先する。
2. プライバシー保護の立場から顧客情報は秘密・厳守する。
3. 実務・保険・税務並びに関連した知識の習得に努め、顧客に最高水準の情報・知識を提供して、最善の助言をする。
4. 職業的、技術的能力を最大限に発揮し、最高の成績を獲得する。
5. 法令・業法の規定をすべて厳守する。

お問い合わせ先

石川県医師会指定保険代理店(関連団体)
医業経営コンサルティングチーム事務局

(有)アイエム商会

<http://www.sompojapan-ag.com/a/im>
E-mail: i-m@ms.viplt.ne.jp
moriyoshi@ishikawa.med.or.jp

〒920-8201
金沢市鞍月東2丁目48番地
石川県医師会・日赤共同ビル2F
TEL: 076-239-3820
FAX: 076-239-3821